

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて取締役会等や監査役会等に求められている役割を記載しているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を記載し、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、金融機関全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより、金融機関としての公共性が発揮されることを促すとともに、その態勢を確認検査するために作成した。法令等遵守態勢については、本チェックリストにより検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあつては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
・法令等遵守体制の整備・確立状況	1．取締役会の業務執行の最高意思決定機関としての機能	1．業務執行にあたる取締役の責任・義務 1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制、抑止するなど、金融機関の信頼の維持・向上を図るため、業務執行の意思決定に積極的に参加していなければならない。 2) 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとするため、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしていなければならない。 3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築が重要課題として位置付けられ、それに対する対策を具体的に示していなければならない。 4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、内在する各種リスクについて議論していなければならない。	(注) 書き振りについての軽重 「ねばならない」とあるのは、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。 「必要がある」とあるのは、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関に対しては、ミニマム・スタンダードとして求められるが、これ以外の金融機関においては、重要課題として取り組む必要のある項目である。 「望ましい」とあるのは、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。 (注) 「法令等」とは、本チェックリストのに掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。
	2．取締役会議事録等の整備	2．取締役会議事録等の作成及び備置 1) 取締役会議事録を作成していなければならない。 2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備置していなければならない。 3) 取締役会に付された議案の内容については、詳細がわかる原資料を作成していなければならない。 4) 3) の原資料を取締役会議事録と同期間、保存していなければならない。 5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっていなければならない。	
	3．監査役会等の機能	3．監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保 1) 監査役は、リスク管理に関する取締役会に最低限1人は必ず出席していなければならない。また、その場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあつては、常勤監査役が望ましい。	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保していただかなければならない。</p> <p>3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、全役職員及び金融機関に対し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保していただかなければならない。また、監査役会を補佐する適切な人材と規模を確保していただかなければならない。</p> <p>4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用していただかなければならない。また、必要に応じて法律事務所等も活用していただかなければならない。</p> <p>5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施していただかなければならない。</p> <p>6) 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人の交代等の処置をとることができる体制となっていなければならない。</p>	
	<p>4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック</p>	<p>4. 基本方針等の存在チェック</p> <p>1) 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付けていただかなければならない。また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定していただかなければならない。</p> <p>2) 役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底していただかなければならない。</p> <p>また、例えば、下記〔参考〕に掲げる書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店等（海外拠点を含む）に備置していただかなければならない。</p> <p>3) 反社会的勢力への対応については、断固とした姿勢で臨んでいただかなければならない。</p> <p>4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示していただかなければならない。</p> <p>〔参考〕「経団連企業行動憲章」及び「実行の手引き」（96.12.17） 「銀協・銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」 （97.7.15）</p> <p>「全銀協・倫理憲章」（97.9.9） 「地銀における法令遵守に関する課題と今後の対応」（97.12.17） 「管理者のための法令遵守」（98.4.24）</p>	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	<p>5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック</p>	<p>「全信協・信用金庫の社会的責任とコンプライアンス（法令遵守）への対応について」（97.10.23） 「全信協・信用金庫倫理綱領」（97.10.23）</p> <p>5. 「取締役の意識」の確認</p> <p>1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実に、かつ率先垂範して取り組んでいなければならない。 代表取締役をはじめとする取締役に対し、経営に関して留意すべき各種の法的責任事項を認識させるための具体的方策をとっていなければならない。 取締役自身、崇高な理想と清廉・公明な自己規律を保持し、かつ、それを自らの言動を通じ、社内外に具体的に示していなければならない。</p> <p>2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的施策が講じられていなければならない。 代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、あらゆる機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示していなければならない。 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えていなければならない。 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応していなければならない。 法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価を行っていないと認められる。</p>	
<p>・法令等遵守すべき事項（行動規範）の規定 ・整備状況</p>	<p>「コンプライアンス・マニュアル」のチェック</p>	<p>1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（遵守すべきあらゆる法令及びその解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」と称する。）を取締役会において策定していなければならない。</p> <p>2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストの . に掲げる内容を含むものでなければならない。 また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前記〔参考〕「全銀協・倫理憲章」等を反映させた銀行の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ、企業風土等を勘案して、それぞれの弱点を補えるよう、適切かつ具体的な内容となっていなければならない。</p>	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容を、役職員に周知徹底していなければならない。</p> <p>4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しを行っていないといけない。</p> <p>5) 基本方針及び遵守基準の作成・変更に際しては、リーガル・チェックを実施していなければならない。また、新たな業務の開始、新たな商品の発売に当たっても同様とする。</p>	
<p>・ 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況</p>	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p>	<p>1. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（規定の整備、内部統制の実践計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」と称する。）を取締役会において策定していなければならない。</p> <p>1) 取締役は、全員が「コンプライアンス・プログラム」の策定に、積極的に関与していなければならない。</p> <p>2) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されていないといけない。なお、最長でも年度毎に策定されていないといけない。</p> <p>3) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされていないといけない。</p> <p>4) 「コンプライアンス・プログラム」担当部署の責任が明確となっていないといけない。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価していないといけない。</p> <p>5) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業店等の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映していないといけない。</p> <p>〔参考〕 全銀協 「銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」 （'97.7.15）</p> <p>3. 今後の取り組みについて</p> <p>1) 各銀行における取り組み コンプライアンスプログラムの確立 コンプライアンスの着実な実践を図るためには、先に述べた3つのフェーズにおける機能に着目し、各銀行の実情に合わせ</p>	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>て、これを織込んだコンプライアンスプログラムを確立することが望まれる。</p> <p>〔第一フェーズ〕業務部門での一次チェック 〔第二フェーズ〕業務部門から独立した部門による二次チェック 〔第三フェーズ〕会計監査人等による客観的評価・監査機能</p> <p>こうしたコンプライアンスプログラムの実効を上げるためには、以下の点にも留意する必要があると思われる。</p> <p>これらは各銀行が自己の責任において取り組むべきものであり、経営形態や規模、組織風土等を十分に勘案し、自ら創意工夫を重ねる必要がある。</p> <p>プログラムの構築と実践は経営トップの責任においてなされるべきであり、その運営に当たっては、責任体制を明確にする必要がある。</p> <p>いずれかの段階において発見された不正や違法行為はもとより、内部統制に関する改善すべき点等の指摘があった場合にも、速やかに経営陣に報告され問題解決が図られる必要がある。</p>	
	<p>2. 「コンプライアンス環境」のチェック</p>	<p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>1) 法務問題を一元管理する体制等について、定款や内部規定等を整備していなければならない。</p> <p>コンプライアンスに関する統括部署を設置していなければならない。また、統括部署の所掌事項を明確にしていなければならない。</p> <p>各業務部門及び営業店等毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置している必要がある。</p> <p>不祥事等の発生に際し、機動的な対処が可能な体制を整備していなければならない。</p> <p>2) 法務関連の情報を適確に収集・管理していなければならない。</p> <p>統括部署と各業務部門及び営業店等との連絡、報告、協議等のルールを明確にしていなければならない。</p> <p>統括部署と各業務部門及び営業店等との連携を図っていなければならない。</p> <p>また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに統括部署に報告する体制となっていなければならない。</p> <p>担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を掌握していなければならない。</p>	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っていただかなければならない。</p> <p>取締役自ら研修に関与していただかなければならない。また、講師等で積極的に参画していただかなければならない。</p> <p>各業務において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われていただかなければならない。また、階級に応じた研修体系が確立されていただかなければならない。</p> <p>各業務毎に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っていただかなければならない。</p> <p>4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備していただかなければならない。</p> <p>苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備していただかなければならない。</p> <p>コンプライアンス担当部署は適切に苦情等の事後確認を実施していただかなければならない。</p> <p>不祥事件の事実確認、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立していただかなければならない。</p> <p>また、事件の調査・解明は事件とは独立した部署で行ない、必要に応じて、警察へ通報を行っていただかなければならない。</p> <p>さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に当たって積極的に関与し、実効性の確保に努めていただかなければならない。</p> <p>証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立していただかなければならない。</p> <p>5) 特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施していただかなければならない。</p> <p>6) 事故防止等の観点から、例えば、1週間以上の連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回2週間以上連続して、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策を採っていただかなければならない。</p>	
<p>・法令等に違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況</p>	<p>「法令等遵守状況の点検体制」のチェック</p>	<p>違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況</p> <p>1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じていただかなければならない。</p> <p>取締役</p> <p>イ．取締役会の招集（商法259条）</p> <p>ロ．監査役への報告（商法274条ノ2）</p>	<p>（注）1）の引用条文については、中企協42条、協金法5条ノ4 6項・6条ノ2、信金法37条 6項・39条、労金法39条 6項・42条にて準用されている。</p>

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
. 法令等に違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況		<p>監査役</p> <p>イ．取締役の違法行為の差止（商法275条ノ2）</p> <p>ロ．取締役会の招集（商法260条ノ3 3項・4項）</p> <p>ハ．取締役会への報告（商法260条ノ3 2項）</p> <p>ニ．株主総会に対する意見報告（商法275条）</p> <p>ホ．監査報告書への記載（商法281条ノ3 2項10号）</p> <p>2）取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しなければならない。</p> <p>3）金融機関は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しなければならない。</p> <p>4）適切な人材を監査役として選任しなければならない。</p> <p>5）監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しなければならない。</p> <p>6）違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しなければならない。</p> <p>7）制裁（懲罰）規定を整備しなければならない。また、法令違反者に対する処分は厳正かつ公平に行っていないなければならない。</p> <p>なお、違反者及び違反行為を隠蔽した者に対しては、特に厳格に対処しなければならない。</p> <p>8）一定規模以上のリスクのある営業部門（含む営業店等）には、法令遵守状況を確認する、独立したコンプライアンス・オフィサーを配置しなければならない。</p> <p>9）コンプライアンス・オフィサーの機能が十分に発揮されていないならない。</p> <p>10）コンプライアンスに関する担当部署が有効な連携関係を確保していないならない。</p>	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>・金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等</p>	<p>1. 法規制の概要</p>	<p>1. 「金融機関」に対する法規制</p> <p>1) 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行法 ・ 長期信用銀行法 ・ 金融機関の信託業務の兼営に関する法律 ・ 外国為替銀行法 ・ 信用金庫法 ・ 中小企業等協同組合法 ・ 協同組合による金融事業に関する法律 ・ 農林中央金庫法 ・ 農業協同組合法 ・ 水産業協同組合法 ・ 森林法 ・ 労働金庫法 ・ 信用保証協会法 ・ 農林漁業信用基金法 ・ 証券取引法 ・ 外国証券業者に関する法律 ・ 証券投資信託法 ・ 保険業法 ・ 出資法 ・ 貸金業法 ・ 投資顧問業法 ・ 抵当証券業法 ・ 商品ファンド法 ・ 不動産特定共同事業法 ・ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ・ 前払式証券の規制等に関する法律 ・ 金融先物取引法 ・ 無尽業法 ・ 信託業法 <p>2) 省令・告示</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>・金融機関 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等</p>		<p>2. 「株式会社」に対する法規則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 商法第2編 2) 商法特例法 <p>3. 「経済秩序及び市場秩序」に関する法規制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 独占禁止法 2) 不正競争防止法 3) 証券取引法 4) 商品取引所法 5) 金融先物取引法 6) 消費者保護法制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者保護基本法 ・ 利息制限法 ・ 出資法 ・ 貸金業法 ・ 割賦販売法 ・ 訪問販売法 ・ 無限連鎖講の防止に関する法律 <p>4. 「金融取引」に関する法規制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 民法・商法・手形法・小切手法 2) 特別背任罪（商法486条1項）・背任罪（刑法247条）・業務上横領罪（刑法253条） 3) 利息制限法 4) 出資法 5) 麻薬特例法 6) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等</p>	<p>2. 「銀行経営」に関する法規制（主なもの）</p>	<p>1. 増資ルール違反（商法280条ノ2以下） 2. 虚偽のディスクロージャー（銀行法第63条・64条、金融機能再生法第78条・86条 証取法197条・207条、商法498条） 3. 粉飾決算・違法配当（商法290条、486条、489条） 4. 特定関係者（子会社等）との取引規制違反（銀行法13条ノ2） 5. 役員の兼任禁止違反（銀行法7条、65条） 6. 他業禁止業務（銀行法12条、65条） 7. 監督当局への報告（銀行法53条、63条） 8. 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与 —— 商法294条ノ2、497条） 9. 疑わしい取引の届出（麻薬特例法5条以下） 10. 貸出金利にかかわる共同行為・預金レートの談合（独禁法3条）</p>	
	<p>3. 「貸付業務」に関する法規制（主なもの）</p>	<p>1. 大口融資規制違反（迂回融資）（銀行法13条） 2. 不法な使途目的に対する貸付 1) 売春防止法13条以下 2) 犯罪に加担すれば共犯となる（刑法62条、60条） 3) 公序良俗違反（民法90条） 3. 専決権限規定違反の融資 1) 分割貸付（同一人に融資するのであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付） 2) 稟議違反（稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を実行する。） 3) 無稟議（稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を実行する。） 4. 取締役に対する貸付（銀行法14条） 1) 貸出条件が、当該銀行の信用供与の通常条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであってはならない。 2) 取締役会の承認決議は取締役の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。 3) 業務報告書・中間業務報告書への記載（銀行法19条） 5. 金利制限違反（利息制限法など） 6. 浮貸し（出資法3条、刑法253条、商法486条） 7. 過当な歩積・両建預金（独禁法19条） 8. 情実融資（商法486条）</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・金融機関 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等	4. 「預金業務」に関する法規制（主なもの）	1. マル優預金の濫用（無資格者、資格喪失者、限度額超過） （所得税法10条） 2. マネーロンダリング（本人確認の懈怠 - 外為法18条） 3. 預金者等に対する情報提供（銀行法12条ノ2） 4. 導入預金（預金等に係る不当契約の取締に関する法律） 5. 不適当な紹介預金 6. ノン・バンクを利用した協力預金	
	5. 「付随業務」に関する法規制（主なもの） ・証券業務 ・投信窓販業務 ・外為業務	1. 証券業務 1) 不当勧誘行為（取引一任勘定取引など）の禁止（証取法42条） 2) 損失補填の禁止（証取法42条の2） 3) 詐欺的行為の禁止（証取法157条、158条、168条ないし171条） 4) 相場操縦の禁止（証取法159条など） 5) インサイダー取引の禁止（証取法163条ないし167条） 2. 外為業務 1) 確認義務（外為法17条ないし18条） 2) 事後報告（外為法6章の2）	